

令和 7 年

熊野町農業委員会

議事録

第 5 回

熊野町農業委員会

令和7年第5回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和7年6月20日（金）午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員（10人）

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	近藤 信二
----	-------

6. 議事録署名委員（2人）

委員	9番	木原 哲男
委員	1番	近藤 秀樹

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
主査	松田 修典
主任主事	末田 絵里子

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和7年第5回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。9番 木原委員、1番 近藤委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第8号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第8号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について概略をご説明させていただきます。本案件については、農業委員会等に関する法律第37条により農業委員会の昨年度の活動の実績を、毎年、公表することが定められているものでございます。それでは、昨年度の活動の点検・評価の概要について説明します。まず、5ページのローマ数字のⅠ「農業委員会の状況」は御覧のとおりとなっております。数値等は、昨年令和6年度の活動計画を作成したときと同数値となります。次のページをご覧ください。ローマ数字のⅡ「最適化活動の実施状況」ですが、1最適化活動の成果目標、(1)の農地の集積については、現在、熊野町は担い手不足により、農地の集積が困難な状況となっております。毎年、野菜づくり勉強会等を通して農業者に対し情報提供を行っていますが、集積には繋がっていないのが現状となっております。次の(2)遊休農地の発生防止・解消ですが、利用状況調査後の意向確認を行いました。解消につながる事案はありませんでした。次に(3)の新規参入の促進ですが、令和6年度は新たに農地を取得し農業を開始された方はいませんでした。2最適化活動の活動目標について、推進委員が最適化活動を行う日数目標の設定については当初の予定どおり活動をしていただきましたが、活動強化月間の設定については猛暑が続く気候の影響により真夏は避けて後ろ倒しで活動していただきました。次のページの、新規参入相談会への参加については、本町で農業経営を行うメリットが少なく相談会に参加することは難しい状況であると考えております。制度上、目標を設定する必要があるため実績としては未達成となりますが、こちらの目標については非常に難しいものであると考えております。推進委

	員等の点検・評価結果については、農地集積面積や、遊休農地の解消等決められた項目が評価の対象となっており、就農者の高齢化や後継者不足という厳しい状況の中でどうしても期待をやや下回る結果となってしまいますが、活動計画は広島県や農業会議の確認を受けたものを策定するため目標として最低限この数値を掲げてくださいという指示があり本町の実態と乖離した目標となっております。そうした中で、農業委員の皆様や推進委員の皆様には地域等での声掛けなど現状の出来ることを十分にご対応していただいていると思っておりますので、こちらの評価結果についてはあくまで県等としてはこういったことを目標にしていると参考程度にさせていただきますと幸いです。最後に10ページの事務の実施状況ですが、1～3までは農業委員会の開催状況及び許可案件の処理状況となっております。4の違反転用については利用状況調査の結果、申請がなく転用されている1件について関係者に是正通知を継続して行っている状況でございます。以上が活動の点検・評価の説明とさせていただきます。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第8号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第8号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第9号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、城之堀地区の農地で〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇方面へ向け200m程進み、道路を挟んだ左右にある田4筆です。申請地は、譲渡人の方が労働力不足により耕作が困難となり、現在は休耕となっております。譲受人となる〇〇氏は申請地の近隣に農地を複数所有し耕作をされておられ、この度経営規模拡大に伴い申請地での耕作が効率的にできる

	ということで所有権移転をされることになりました。農業の経験も農機具の保有も十分ですので、特に問題となるようなことはなく許可相当であると判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。近藤委員、お願いします。
近藤委員	事務局と6月17日に現地を確認してきました。申請地は、事務局の説明のとおり、城之堀地区、〇〇〇〇にある田4筆で、現状は草が腰から肩丈まで伸び、耕作を開始するには少し手間がかかりそうな状況でしたが機材があれば十分に対応できると思われました。権利移転後は譲受人が、畑として桃を作られる予定です。譲受人が現在所有している近隣農地の耕作状況も確認しましたが、しっかりと身を付けた桃の木が整備されており申請地と一体的に管理していくうえで支障はないと思われれます。今後、荒廃化する可能性がある中で耕作に熱意がある方に管理いただけることは農地としての適正な管理につながると思われることから、許可相当であると判断しております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、議案第10号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部改正について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第10号、農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部を改正する審査基準案について、ご説明します。当該審査基準については、令和5年3月に制定し、同年4月に農地法及び関連法令の改正による

	改正、令和6年6月に農地法等関係事務処理ガイドラインが改正されたことに伴い基準を改正しました。今回も農地法等関係事務処理ガイドラインが改正されたことに伴い基準を改正するものでございます。通常、改正にともなっては改正箇所のみを修正することが多いのですが、この度は改正箇所が多いため全部改正として対応させていただいております。前回からの変更点については、別紙として配布させていただいております新旧対照表で赤字となっている箇所が変更のあった箇所となります。左側が改正後、右側が改正前、現在の審査基準となっており変更内容の要点として、農地所有適格法人の議決権要件の判断基準について通常株主総会に加え種類株主総会においても適用することを明確化したこと、農地法第3条第1項の許可基準について農作業に従事する者の配置状況と農地法その他農業に関する法令の遵守についても勘案することの追加が主要なものとなっています。例として、新旧対照表の7ページをご覧くださいますと、農地法第3条第1項の権利移動の審査基準として過去に権利取得後の農地等を耕作することなく他者に譲渡もしくは使用及び収益を目的とする権利を設定したり農地以外のものにする行為を行った者や、権利取得後短期間で遠方へ転居見込みの者に許可しないとする内容が追加されております。これらの改正内容案につきましては、制定時と同様に県のガイドラインに準拠したものとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第10号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部改正について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第10号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部改正について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第4、報告第6号「農地法第4号第1項第1号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、5月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。報告第6

	号、農地法第4条第1項第1号の規定による届出については、議案75ページから79ページまでのとおり、呉地地区で1件ございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は7月22日（火）に開催予定です。議案については7月10日（木）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和7年第5回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。 議 長 _____ 印 署名委員 _____ 印 署名委員 _____ 印